

浜松市水道事業指定給水装置工事事業者の処分に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の11第1項の規定による指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の指定の取消し、浜松市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年浜松市水道部管理規程第9号。以下「規程」という。）第5条の規定に基づく指定工事事業者の指定の効力の停止に係る措置の取扱い及びその他の事務処理について必要な事項を定める。

(斟酌すべき事情)

第2条 規程第5条に規定する「斟酌すべき特段の事情があるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 届出書類等に不備があるが故意によるものでなく、単に過失と認められる場合
- (2) 法第25条の4第3項及び法施行規則第23条に規定する「給水装置工事主任技術者の職務」に支障が生じたが、その原因が、給水装置工事主任技術者の不慮の事故又は病気等によるものと認められる場合
- (3) 給水装置工事の施行に支障を来したが、故意によるものではなく、その損害が軽微なものと認められる場合
- (4) 水道施設の機能に損害を与えたが、故意によるものではなく、その損害が軽微なものと認められる場合
- (5) その他浜松市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めた場合

(違反行為の調査等)

第3条 お客さまサービス課長、天竜上下水道課長及び引佐上下水道課長（以下「所管課長」という。）は、指定事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、遅滞なくその事実関係の調査を行う。

- 2 所管課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当該指定事業者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。
- 3 所管課長は、当該指定事業者からてん末書の提出を求めるとともに、天竜上下水道課長及び引佐上下水道課長は調査結果をお客さまサービス課長に報告する。

(違反行為に対する措置)

第4条 お客さまサービス課長は、違反行為の内容を検討し、指定の取消し又は効力の停止処分が必要と認められるときは、違反行為調査報告書（様式第1号又は第2号）を作成するとともに、意見を付して管理者及び上下水道部長に報告する。

- 2 お客さまサービス課長は、前項の処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意を行うことができる。
- 3 前2項の処分又は注意に係る違反行為の認定及び措置の適用は、「浜松市水道事業指定給水装置工事事業者の指定の取消し等に関する基準」のとおりとする。

(審査委員会への諮問)

第5条 管理者は、前条第1項の報告を受けたときは、規程第8条に定める浜松市上下水道部指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）に諮問する。

(処分の手続き)

第6条 管理者は、委員会の諮問を受け違反行為の内容が第4条第1項の処分に相当すると認めるときは、当該処分の名あて人になるべき者について、「浜松市上下水道部聴聞及び弁明の機会の付与に関する要領」に基づき、意見陳述のための手続きを行うものとする。

(処分の決定)

第7条 管理者は、聴聞及び弁明の機会の付与並びに委員会の意見等を聞き、処分を決定する。

(処分等の通知)

第8条 管理者は、指定の取消しを決定したときは、処分決定通知書(様式第3号)により、速やかに当該指定事業者へ通知する。

2 管理者は、指定の効力の停止を決定したときは、処分決定通知書(様式第4号)により、速やかに当該指定事業者へ通知する。

3 管理者は、第4条第2項の注意を行うときは、違反行為注意指導書(様式第5号)により、当該指定事業者へ通知する。

4 第1項及び第2項に規定する場合において、管理者は、規程第6条の規定により公示する。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第9条 管理者は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

違反行為調査報告書（1）

平成 年 月 日

給水装置の状況	施工場所					
	所有者	住所				
		氏名				
	使用者	住所				
		氏名				
	給水の種類	専用・臨時用				
	給水方式	直結・直結増圧・受水槽・高置水槽直結				
	水栓番号	有（番号	）・無	用途	家事用・業務用	
メータ	有（番号				）・無	
違反行為の状況	発見年月日		平成 年 月 日	発見者		
	発見の経緯					
	調査年月日		平成 年 月 日	調査員		
	当事者	工事依頼人（所有者又は使用者等）	住所			
			氏名			
		工事施工者	住所			
			氏名			
			指定の有無	指定・非指定	主任技術者（	
	違反行為を施行した日又は期間					
	違反行為の内容					
	違反行為該当条項（処分基準参照）	工事依頼人				
工事施工者						
指導の状況	是正指導の方法・内容					
	是正指導後の当事者の対応					
					(てん末書の提出 有・無)	

違反行為調査報告書（2）

平成 年 月 日

指定 工事 事業者	指定番号		指定年月日	平成 年 月 日	
	事業者名				
	住 所				
	代表者名				
	役員名				
	選任中の主任技術者				
違反行為の 状況	発見年月日	平成 年 月 日	発見者		
	違反行為の内容				
指導の 状況	是正指導の方法・内容				
	是正指導後の当事者の対応				

処分決定通知書

第 号
平成 年 月 日

氏名又は名称
住 所
代表者氏名 様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者
印

浜松市水道事業指定給水装置工事事業者の処分について、水道法第25条の11第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

指定番号	
決定区分	指定の取消し 平成 年 月 日
処分理由	
備 考	

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告（訴訟において市を代表する者は浜松市水道事業及び下水道事業管理者となります。）として提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

処分決定通知書

第 号
平成 年 月 日

氏名又は名称
住 所
代表者氏名 様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者
印

浜松市水道事業指定給水装置工事事業者の処分について、浜松市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程第5条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

指定番号	
決定区分	指定の効力の停止 月 平成 年 月 日～平成 年 月 日
処分理由	
備 考	

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告（訴訟において市を代表する者は浜松市水道事業及び下水道事業管理者となります。）として提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

違反行為注意指導書

第 号
平成 年 月 日

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者
印

浜松市水道事業指定給水装置工事事業者の処分に係る事務処理要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり行政指導をします。

なお、今後はこのような違反行為のないよう水道法及び関係法規並びに浜松市給水条例及び関係規程を遵守の上、業務を行ってください。

記

指定番号	
指導内容	文書注意
注意理由	
違反点数（有効期間）	（平成 年 月 日まで）
備 考	